

○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

令和3年3月29日規則第18号

改正

令和3年12月16日規則第52号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任するものとする。

- (1) 学童クラブの運営及び管理に関すること。
 - (2) 学童クラブ事業計画及びその執行に関すること。
 - (3) 学童クラブの育成料の決定、徴収及び減免並びに督促に関すること。ただし、督促状の発送後の滞納整理に関するものを除く。
 - (4) 青少年問題協議会に関すること。
 - (5) 青少年委員の活動に関すること。
 - (6) 児童青少年事業に関すること。
 - (7) ジュニアリーダーズクラブに関すること。
 - (8) 放課後子ども教室に関すること。
 - (9) 児童センターの運営及び管理に関すること。
 - (10) 児童センター事業計画及びその執行に関すること。
 - (11) その他児童青少年に関すること。
- 2 前項各号の事務の執行にあたり、次に掲げる条例及び規則の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えて適用し、当該規定で定めた様式については、教育委員会において適用を考慮した上で使用するものとする。
- (1) 清瀬市立学童クラブ条例（平成10年清瀬市条例第11号）
 - (2) 清瀬市立学童クラブ条例施行規則（平成10年清瀬市規則第10号）
 - (3) 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年清瀬市条例第22号）
 - (4) 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年清瀬市規則第25号）
 - (5) 清瀬市児童センター条例（平成17年清瀬市条例第3号）
 - (6) 清瀬市児童センター条例施行規則（平成17年清瀬市規則第15号）
 - (7) 清瀬市中央児童館等の管理及び運営に関する規則（平成17年清瀬市規則第16号）
 - (8) 清瀬市ころぼっくるセンターの管理及び運営に関する規則（平成17年清瀬市規則第18号）
 - (9) 清瀬市青少年問題協議会条例（昭和38年清瀬市条例第20号）

(補助執行)

第3条 市長は、別表第1に掲げる職員をして、同表当該各欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

(専決等)

第4条 前条の規定により補助執行させる事務の専決については、別表第2のとおりとする。

- 2 教育委員会の教育長及び事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行をする事務に関して、市長の決裁又は副市長の専決を必要とするものについては、教育長を経るものとする。
- 3 教育委員会の教育長並びに教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の部長及び課長は、その専決事項のうち必要があると認めた事項については、市長に承認を得て学校長に専決させることができる。

（関係規程の準用）

第5条 この規則に定めるもののほか、補助執行に係る事務の取扱いについては、清瀬市職員職務権限規程（昭和46年清瀬市規程第5号。以下「職務権限規程」という。）を準用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月16日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

※別表第1、別表第2省略